

様式3（総価契約の場合）

請 書

品 名	
種 類	
規 格	
数 量	
売買代金	円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
納入期限	令和 年 月 日
納入場所	

上記の物品の売買契約については、次の事項に従い、誠実に履行します。

- 1 貴職の承諾を受けなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することはしないこと。
- 2 この契約の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。8において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を貴職に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 3 期限内の納入の完了を厳守すること。
- 4 売買物品は、事前に特定したものを除き、その品質、構造、形状、寸法等は、仕様書、図面又は見本によるものとし、品質が明らかでないものについては、中等以上のものとする。
- 5 売買物品を納入しようとするときは、その旨をあらかじめ貴職に通知し、品質、規格、数量等について貴職の検査を受けること。
- 6 検査に合格した後、支払の請求を行い売買代金の支払を受けること。
- 7 売買物品の引渡し後12月以内に売買物品に数量の不足、又は故障その他契約の 내용에 適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、その契約不適合が貴職の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、貴職の選択により直ちに無償による補充、取替え若しくは修理（以下「補充等」という。）又は補充等に代え若しくは補充等とともに売買代金の減額若しくは損害賠償に応じること。
- 8 次の（1）から（12）までのいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。
 - （1） 10に定める理由以外の理由により、納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みが明らかでないとき。
 - （2） （1）のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - （3） 当方が暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - （4） 役員等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
 - （5） 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

様式3（総価契約の場合）

- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (10) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (11) (3)から(10)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (12) 2に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 9 8に定めるところによりこの契約を解除されたときは、売買代金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の違約金を貴職の指定する期限までに支払うこと。
- 10 天災事変その他当方の責めに帰することができない理由によって、納入期限までに完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に貴職に納入期限の延長について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、11に定める損害金を支払うこと。
- 11 10に定める理由以外の理由によって、期限内に納入を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、損害金（当該納入遅滞部分に係る売買代金につき、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約を請けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。計算した損害金の額が、100円未満である場合を除く。））を支払い、納入を完了させること。
- 12 契約の履行にあたり、貴職及び第三者に損害を及ぼしたときは、当方の負担においてその賠償をすること。
- 13 1から12までに定めのない事項については、必要に応じて貴職と協議して定めること。

高知県
契約担当者

様

令和 年 月 日

住所
氏名

印